

入札説明書

令和6年度省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告書作成支援等にかかる業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年4月16日（火）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度省エネ法に基づく中長期計画及び定期報告書作成支援等にかかる業務委託
- (2) 品目及び数量 別添仕様書のとおり
- (3) 購入物品の規格、 別添仕様書のとおり
- (4) 購入物品の条件等 別添仕様書のとおり
- (5) 納入期限 令和7年3月31日（金）
- (6) 納入場所 兵庫県病院局経営課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館12階

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、業務担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札書の受領期限までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。

なお、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、下記申請場所へ持参すること。

申請場所 兵庫県出納事務局管理課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

4 入札者に要求される義務

開札日の前日までの間において、業務担当者から提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 入札参加の申し込み

(1) 申込場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話 (078) 341-7711 (内線 3476) 担当：明日香

(2) 受付期間

令和6年4月16日(火)から令和6年4月23日(火)まで。(土曜日、日曜日及を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記(1)の申込場所に原則として直接持参すること。ただし、業務担当者の指示があった場合に限り、事前連絡の上、電子メールもしくは郵送による送付を受付ける。

イ 前記3(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年4月26日(金)までに入札参加申込者に電子文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、送付先として有効な電子メールアドレスを申込時に担当者へ知らせること。

ウ 前号により入札参加資格がないと認められた者は、業務担当者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、文書(様式任意)により説明を求めることができる。

① 提出期限 一般競争入札参加資格確認通知書に記載する。

② 提出場所 5(1)と同じ。

③ その他 文書は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

7 入札、開札の場所及び日時

(1) 場 所 兵庫県庁3号館8階会議室 (神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

*開催場所が変更になった際には、入札申込者に直接通知する。

(2) 日 時 令和6年5月9日(木)午後14時より

(3) 前記5(4)イの一般競争入札参加確認通知書の写しを当日持参し、入札担当者の指示があれば提出すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)による入札の場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮にそれぞれ「初度入

札」・「再度入札（２回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合、様式任意）の区別を記入し、令和６年５月８日（水）午後５時までに前記５（１）の場所に着くように送付すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記３（１）のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出された場合は、その者が入札時において政令第１６７条の５第１項に規定する入札参加に必要な資格を有すると認められなければ受理できない。

９ 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 品目は、前記２（２）に示した品目とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県に届出のものとする。ただし、住所、氏名、電話番号および電子メールの記載と併せて、顔写真付き公的書類の提示により押印を省略することができる。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。なお、この場合にあっては、入札開始前に委任状（様式別紙）を入札執行者に提出すること。なお、入札書は氏名（自署）、電話番号および電子メールの記載と併せて、顔写真付き公的書類の提示により押印を省略することができる。

オ 外国業者にあって押印が必要のあるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、２回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 本件の入札公告（以下「本公告」という。）に示す入札手続き等を十分承知の上入札すること。

１０ 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書（様式任意）で質問すること。

ア 受付期間

令和６年４月１６日（火）から令和６年４月２５日（木）まで。

午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ 受付場所 前記５（１）に同じ。

ウ その他

文書は、原則として持参するものとする。ただし、業務担当者の指示がある場合に限り、電子メールによる送付を認める。その際には、以前に連絡すること。

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月8日（水）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 前記5(1)に同じ。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額とする。または、保険会社との間に県を契約担当者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

提出期限は、令和6年5月7日（火）の午後4時まで。

契約期間は、令和6年5月8日（水）から契約締結予定日までとする。

被保険者は、「兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗」とする。

ただし、病院局会計規程（平成14年病院局管理規定第17号）第78条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除することがある。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

被保険者は、契約相手となる県立病院の院長とする。

ただし、病院局会計規程（平成14年病院局管理規定第17号）第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除することがある。

12 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

13 無効とする入札

(1) 前記3の一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記3に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 前記2の物品を納入できると業務担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規定17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品に係る関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
 - (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

入札参加者は、本公告で示す入札に関する条件を十分承知のうえ入札すること。

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穩行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

- (1) 落札者は、業務担当者から交付された契約書に記名押印し、契約の相手方決定の日から7日以内に業務担当者に提出しなければならない。ただし、この期間は、業務担当者の承諾を得て延長されることがある。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (3) 供給者（本公告に係る物品等の提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。）は、調達手続のいずれの段階であっても、「政府調達に関する協定」のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、兵庫県政府調達苦情検討委員会へ苦情を申し立てることができる。

20 調達事務担当課

- (1) 入札参加申込、質問受付および入札執行
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 - 10 - 1
兵庫県病院局経営課業務班
電話 (078) 341-7711 内線 3476
- (2) 契約締結 同上